

城陽市立学校における学校徴収金等の私的流用事案について

1. 事案名

城陽市立西城陽中学校における学校徴収金等の私的流用事案

2. 発生場所

城陽市立西城陽中学校（城陽市寺田乾出北82）

3. 当該職員

城陽市立西城陽中学校の事務職員（任命権者：京都府教育委員会）

4. 発覚した日

令和7年5月20日（火）

5. 発覚の経過

令和7年5月8日（木） 城陽市学校給食センターから西城陽中学校の教頭
に対し、令和6年度分の給食費が未納であるとの
連絡があった。

令和7年5月13日（火） 教頭は事務を担当する当該職員に支払いを行うよ
う命じた。

令和7年5月15日（木） 当該職員は給食費を支払うため学校を出て、その
まま早退した。

令和7年5月16日（金）、 当該職員は家庭の事情として年休を取得した。
19日（月）

令和7年5月20日（火） 当該職員が校長に連絡し、給食費その他の預かり
金を私的流用した事実を認めたため、校長から城
陽市教育委員会に報告があった。

6. 被害想定額（調査中のため未確定）

使途不明金も含め、2,200万円超

7. 私的流用の期間（調査中のため未確定）

令和元年8月28日（水）～令和7年5月15日（木）